

## 様式4の1 (一般競争入札)

## 抽出事案説明書

発注機関名：流域下水道事務所

工事名	桂川右岸流域下水道 幹線管渠工事 (雨水南幹線管渠) (長岡京市勝竜寺樋ノ口地内～向日市鶏冠井町南金村地内)
工事概要	工事延長4,068メートル 機械式密閉型シールドトンネル工 仕上がり内径 3,500ミリメートル 延長 4,068メートル
入札参加資格及びその資格を設定した理由	○3者による特定建設工事共同企業体とし、以下のとおり資格要件及び同種工事の実績を求めた。  <代表者> ・経営事項審査 土木一式工事の総合評定値1,250点以上 ・施工実績：平成11年度以降に完成したシールド工法 (密閉型) のトンネル工事 (延長が3km以上かつ仕上がり内径が3,500mm以上であるもの)  <構成員1> ・経営事項審査 土木一式工事の総合評定値1,050点以上 ・施工実績：平成11年度以降に完成したシールド工法 (密閉型) 又は山岳工法のトンネル工事 (国内業者にあつては府内での実績)  <構成員2> ・経営事項審査 土木一式工事の総合評定値950点以上 ・施工実績：平成11年度以降に完成したシールド工法 (密閉型) 若しくは山岳工法のトンネル工事又は推進工事 (国内業者にあつては府内での実績)  入札参加可能業者数 29共同企業体
入札参加資格があると認めた業者数 (申込業者数)	5共同企業体 (5共同企業体)
入札参加資格がないと認めた業者数とその理由	該当なし
入札経過 (電子入札)	入札公告 平成26年10月31日 資料配付 平成26年10月31日～11月26日 申請受付 平成26年11月25日～11月26日 申請者数 5共同企業体 確認通知 平成27年1月5日 開札・保留通知 平成27年1月23日 入札者数 5共同企業体 5共同企業体のうち3共同企業体が調査基準価格未満 平成27年2月10日開催の文化環境部契約審査委員会で、3者について契約内容に適合した履行が確保されることを確認 落札者 西松・ケイコン・今井特定建設工事共同企業体 落札金額 4,643,460,000円 (税込) 予定価格 6,908,727,600円 (税込) 低入札調査基準価格 6,147,388,080円 (税込) 落札率 67.2% 特記事項 入札辞退者 0社 入札無効 0社



# 工事概要説明資料

## 1 工事概要

- (1) 工事名 桂川右岸流域下水道 幹線管渠工事（雨水南幹線管渠）
- (2) 工事番号 流26桂川右岸防災安全（雨水）第6000の51号の1の2
- (3) 工事場所 長岡京市勝竜寺樋ノ口地内～向日市鶏冠井町南金村地内
- (4) 工事概要 機械式密閉型シールドトンネル工  
仕上がり内径 3,500ミリメートル、延長 4,068メートル
- (5) 工期 平成27年3月25日～平成31年 3月25日

## 2 位置図、平面図



## 3 着工前、現況

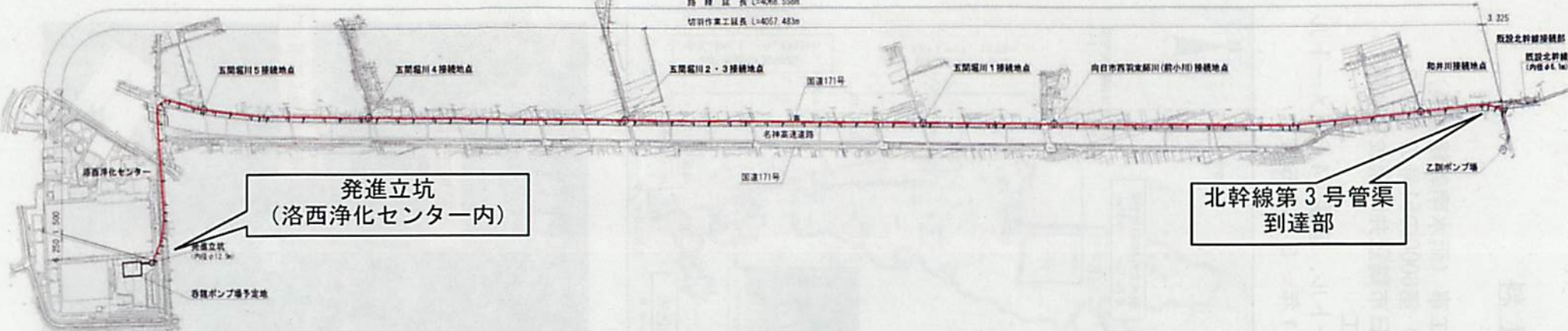




シールド工延長 L=4,068.6m  
(発進立坑～北幹線到達部)

雨水南幹線平面図

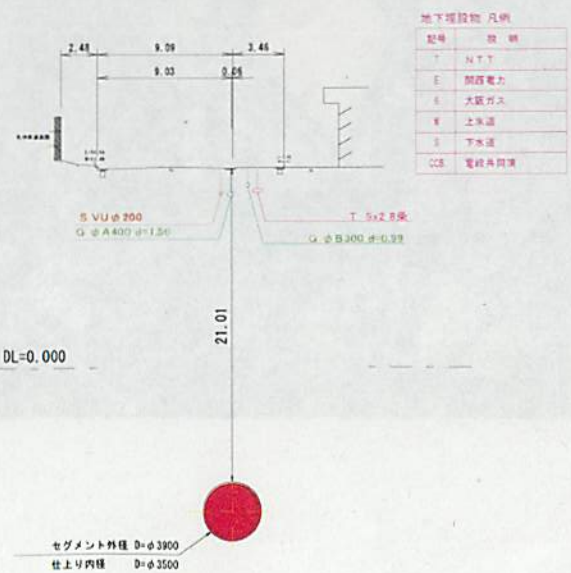
泥水式シールド工  
セグメント外径 D=φ3000mm  
仕上り内径 D=φ2500mm  
路線延長 L=4068.63m  
切羽作業工延長 L=4057.483m



発進立坑  
(洛西浄化センター内)

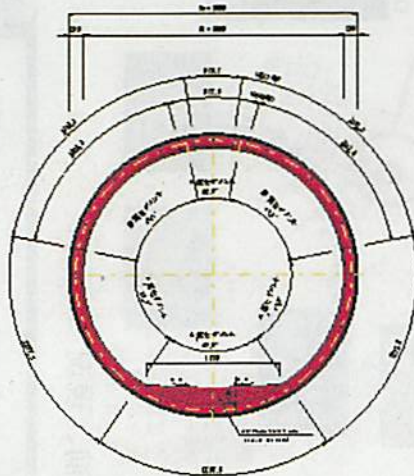
北幹線第3号管渠  
到達部

一般部断面図

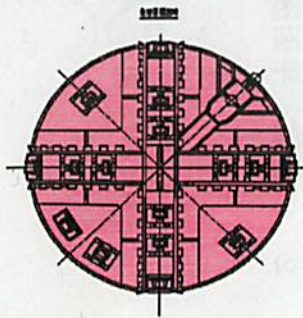
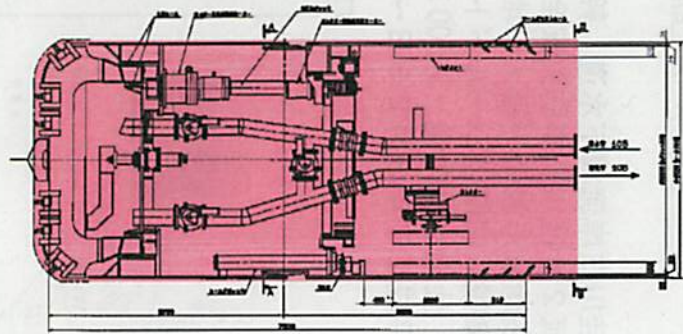


管渠標準断面図

RCセグメント



泥水式シールドマシン参考図 (φ=11000)





地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

おって、この工事は、「フレックス工期による契約方式の試行」対象工事である。

平成26年10月31日

京都府知事 山田 啓 二

## 1 入札に付する事項

### (1) 工事名

桂川右岸流域下水道幹線管渠工事（雨水南幹線管渠）

### (2) 工事番号

流26桂川右岸防災安全（雨水）第6000の51号の1の2

### (3) 工事場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口地内から向日市鶏冠井町南金村地内まで

### (4) 工事概要

工事延長 4,068メートル

機械式密閉型シールドトンネル工

仕上がり内径 3,500ミリメートル

延長 4,068メートル

### (5) 工事期間

工事開始日から平成31年3月25日まで（工事開始期限日：平成27年4月1日）

本工事は「フレックス工期による契約方式の試行」対象工事であるため、落札者は、京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日までの期間で工事開始日を選択することができる。

(6) 本工事は、コスト縮減が可能な施工方法等についての技術提案を受け付け、提案に基づく入札を行う入札時VE方式の試行工事である。

(7) 本工事は、工事施工上の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札の試行工事である。

(8) 本工事は、府の予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。

(9) 本工事は、「低入札価格調査制度の検証」対象工事ではない。

## 2 契約条項を示す場所等

### (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所総務室

電話番号（075）954-1877

### (2) 入札説明書の配布等

#### ア 配布期間

平成26年10月31日（金）午前9時から平成26年11月26日（水）午後4時まで

#### イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口配布を希望する場合は、アの期間（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあつては、午後4時）までに、(1)の場所に問い合わせの上、入手すること。

なお、窓口配布の場合は、本件工事の入札参加要件を満たす者に限り有償で配布する。

### (3) 設計図書の閲覧等

#### ア 閲覧期間



平成26年10月31日（金）午前9時から平成27年1月20日（火）午後2時まで

イ 閲覧方法

- (ア) 閲覧設計図書（図面抜粋）については、京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすることができる。
- (イ) 閲覧設計図書の全部については、アの期間（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時（アの期間の最終日にあつては、午後2時）までに、(1)の場所で閲覧することができる。  
なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、(1)の場所に事前に問い合わせること。
- (ウ) 入札に必要と考えられる資料は、発注者が定めた範囲で提供し、それ以外の情報提供は行わない。入手を希望する場合は、(1)の場所に事前に問い合わせること。

3 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であつて、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 共同企業体の要件

- ア 構成員の数は3社とし、その内訳は(2)及び(3)の要件を満たす代表者、(2)及び(4)の要件を満たす構成員1並びに(2)及び(5)の要件を満たす構成員2であること。
- イ 自主結成された共同企業体であること。
- ウ 全ての構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

(2) 共同企業体の構成員が満たす要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- ウ 4で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- エ 確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- オ 確認申請書を提出するときに府が発注した建設工事に関係する債務を遅滞していないこと。
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 共同企業体代表者の要件

- ア 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査のうち、審査基準日が確認申請書提出期間の初日以前1年7月以内のものであつて、直近のもの（以下「対象経審」という。）における土木一式工事の総合評定値が1,250点以上の者であること。
- イ 国又は地方公共団体若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成11年度以降に完工した延長が3キロメートル以上かつ仕上がり内径が3,500ミリメートル以上のシールド工法（密閉型）のトンネル工事の元請（共同企業体として受注した場合にあつては、出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。
- ウ 監理技術者又は主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

なお、工場製作に配置する技術者は、工場製作のみが稼働する期間内において、工事現場に配置する技術者と同一である必要はなく、本件に係る製作に専任することを要しない。

また、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、シールド工法（密閉型）のトンネル工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。

- エ 出資比率が、構成員中最大の者であること。
- オ 本工事の建設発生土については、（一財）城陽山砂利採取地整備公社に搬入すること（指



定処分)としており、同公社から受入停止措置を受けている者は、共同企業体の代表者になることができない。

(4) 共同企業体の構成員1の要件

ア 対象経審における土木一式工事の総合評定値が1,050点以上の者であること。

イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成11年度以降に完工したシールド工法（密閉型）又は山岳工法のトンネル工事の元請としての施工実績を有する者であること。

ウ 我が国以外に主たる営業所を有する建設業者以外の者の施工実績にあつては、国、地方公共団体等が発注した京都府域内におけるものとする。

エ 主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

なお、工場製作に配置する技術者は、工場製作のみが稼働する期間内において、工事現場に配置する技術者と同一である必要はなく、本件に係る製作に専任することを要しない。

また、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、シールド工法（密閉型）又は山岳工法のトンネル工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。

(5) 共同企業体の構成員2の要件

ア 対象経審における土木一式工事の総合評定値が950点以上の者であること。

イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成11年度以降に完工したシールド工法（密閉型）若しくは山岳工法のトンネル工事又は推進工事の元請としての施工実績を有する者であること。

ウ 我が国以外に主たる営業所を有する建設業者以外の者の施工実績にあつては、国、地方公共団体等が発注した京都府域内におけるものとする。

エ 主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

なお、工場製作に配置する技術者は、工場製作のみが稼働する期間内において、工事現場に配置する技術者と同一である必要はなく、本件に係る製作に専任することを要しない。

また、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、シールド工法（密閉型）若しくは山岳工法のトンネル工事又は推進工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。

(6) 6で定める入札時VE方式及び7で定める総合評価競争入札の実施に当たり必要な事項に係る資料に不備又は不足がなく、かつ、その内容が適正であること。

(7) 共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け7指第216号京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によること。

4 入札参加に関する事項

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）及び確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、府の平成26年度建設工事競争入札参加資格を有する者は、(7)から(11)までに掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 同種工事の施工実績調書

(2) 配置予定技術者調書

(3) 対象経審に係る結果通知書の写し

(4) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し

(5) 特定建設工事共同企業体委任状の写し

(6) 低入札価格調査対象工事における連絡先報告票

(7) 建設業許可証明書の写し

(8) 府税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

(9) 申請者が法人である場合は、商業登記事項証明書の写し

(10) 営業所一覧表

(11) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類



## 5 入札時の技術提案の受け付け

入札時に施工計画等の技術提案を求める入札時VE及び総合評価の試行に当たり、それぞれ技術審査及び評価に必要な資料を提出し、内容の確認を受けなければならない。

### (1) 入札時VE

図面及び仕様書に標準的な施工方法又は工事目的物の規格・寸法を示した部分について、コスト縮減が可能な施工方法等に関する技術提案を求める。

### (2) 総合評価

入札時VEの技術提案を除く部分の工事施工に関し、地域への貢献や品質確保・安全管理等に資する技術提案を求める。

## 6 入札時VEに関する事項

### (1) 技術提案の範囲

図面及び仕様書に標準的な条件を示した施工方法等（以下「標準案」という。）について、これと異なるコスト縮減が可能な施工方法等に関する提案（以下「VE提案」という。）を求める。

### (2) 提案の提出方法

VE提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した施工計画を提出すること。なお、この施工計画が適正と認められない場合には、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。（入札時VEの審査に必要な技術資料を以下「VE提案書」という。）

### (3) 提案の採否の通知

ア VE提案の採否は、書面により通知するものとする。

なお、VE提案が適正であると認められなかった場合には、その理由を通知する。

イ VE提案による施工計画が妥当と認められた者は、当該提案に基づく入札を行うこと。

### (4) 施工計画のヒアリング

提出された施工計画の内容について確認の必要があると認められる場合には、ヒアリングを実施する。

### (5) その他

入札時VEに関する事項の詳細については、入札説明書による。

## 7 総合評価に関する事項

### (1) 総合評価の方法

本工事の総合評価については、標準点（100点）に地域貢献及び技術力の評価（以下「技術評価」という。）における評価項目ごとの得点の合計点である加算点（15点）を加えたものを、当該入札者の入札金額で除して得た評価値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

### (2) 提出資料

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す技術評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）及び総合評価に関する技術資料提出書を提出し、内容の確認を受けなければならない。

#### ア 技術提案書

地域貢献及び技術力についてその内容を示した技術提案を技術提案書として作成すること。

#### イ 総合評価に関する技術資料のヒアリング連絡先報告票

### (3) 評価内容の担保

採用された技術提案（府との協議により、採用された技術提案と同等以上と認められる新たな提案がなされ、これに基づく施工を府が認めた場合を含む。）の内容が、受注者の責めにより満足することができない場合は、次のとおり取り扱う。

#### ア 工事成績評定点の減点措置

#### イ 違約金の徴収

### (4) その他

総合評価に関する事項の詳細については、入札説明書による。

## 8 入札参加資格並びに入札時VE及び総合評価に係る技術提案の確認



(1) 提出期間

平成26年11月25日（火）午前9時から午後6時まで及び平成26年11月26日（水）午前9時から午後4時まで

(2) 提出方法

ア 入札参加資格の確認

資格確認資料を(1)の期間内に提出すること。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て例外的に、紙入札方式によることができる。

(ア) 電子入札システムにより入札に参加する者（以下「電子入札者」という。）は、(1)の期間内に電子入札システムにより確認申請書及び資格確認資料を提出すること。

なお、資格確認資料の容量が総量で2メガバイトを超える場合又は資格確認資料に正本が必要な場合は、資格確認資料の全部について、2の(1)の場所に持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出するとともに、確認申請書に資格確認資料を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日（郵送の場合に限る。）を記載したファイルを添付すること。

(イ) やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）は、(1)の期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に、確認申請書及び資格確認資料を各1部、2の(1)の場所に持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

イ 入札時VEに関する技術提案の確認

VE提案書を(1)の期間内に、書面及びあらかじめウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データを各1部、2の(1)の場所に持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

ウ 総合評価に関する技術提案の確認

技術資料を(1)の期間内に、書面及びあらかじめウイルスチェックを施したCD-Rによる電子データを各1部、2の(1)の場所に持参又は郵送（(1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。

(3) 総合評価に関するヒアリングの実施

総合評価に関して配置予定技術者のヒアリングを実施する。

ア 日時及び場所

各入札参加者ごとに別途通知する。

イ 出席者

共同企業体の全ての構成員が、配置を予定している全ての技術者

ウ 出席に係る費用

提出者の負担とする。

(4) その他

ア 確認申請書、資格確認資料、VE提案書及び技術資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は、返却しない。

イ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

9 入札参加資格確認通知並びに入札時VE及び総合評価に関する技術提案の採否通知

(1) 入札参加資格確認通知

入札参加資格を有することを確認をした者には、一般競争入札参加資格確認通知を行う。

なお、この入札参加資格の確認は、建設業者としての資格の有無とともに、配置予定技術者についても資格確認資料による詳細な審査を行う。

(2) 入札時VEに関する技術提案の採否通知

VE提案書の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

(3) 総合評価に関する技術提案の採否通知

技術資料の内容を確認した者には、技術提案の採否の審査結果通知を行う。

10 入札手続等



(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 入札期間

平成27年1月19日(月)午前9時から午後6時まで及び平成27年1月20日(火)午前9時から午後2時まで

イ 開札日時

平成27年1月23日(金)午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

平成27年1月20日(火)午後2時

(イ) 提出先

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

京都府流域下水道事務所長

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 予定価格に係る質疑及び再度入札に係る開札の日時の変更等については、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子入札システムにより入札書、工事費内訳書及びVE提案を採用された者にとっては、採用されたVE提案によるコスト縮減に関する縮減額算定調書(以下「コスト縮減額算定調書」という。)を提出すること。

なお、工事費内訳書と別に作成したコスト縮減額算定調書を、ファイル圧縮ソフト等(zip形式を推奨)で工事費内訳書ファイルと結合し一つのファイルにまとめた上で、工事費内訳書として提出すること。

また、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の容量が総量で2メガバイトを超える場合は、(1)のウの(イ)の提出先に持参又は郵送((1)のウの(ア)の期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出するとともに、入札書に工事費内訳書又はコスト縮減額算定調書を別送する旨の表示、別送する書類の目録、別送する書類のページ数及び発送年月日(郵送の場合に限る。)を記載したファイルを添付すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に、入札書、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を(1)のウの(イ)の提出先に持参又は郵送((1)のウの(ア)の期限までに必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。ただし、再度入札を行う場合は、工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書の持参又は郵送を要しない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のICカードを使用し  
ての入札を含む。)をした者の行った入札

オ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者の行った  
入札

カ 代表者が変更になっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して  
入札に参加した者の行った入札

キ その他不正の目的を持ってICカードを使用した者の行った入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑い  
ある者の行った入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である



- 者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- コ 金額を訂正した又は金額を特定することができない入札書で入札した者の行った入札
- サ 氏名、印鑑（電子署名を含む。）又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- シ 開札の日時において有効な工事費内訳書及びコスト縮減額算定調書を提出していない者の行った入札（再度入札の場合を除く。）
- ス 他人の氏名又は他の商号が記載された内訳書を提示し、又は提出した者の行った入札
- セ 入札金額と異なる内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）を提示し、又は提出した者の行った入札
- ソ 低入札価格調査に協力しない者の行った入札
- タ 開札日において有効な対象経審の結果通知のない者の行った入札
- (5) 入札の辞退  
 入札に参加することができない事情がある場合には、入札書の提出期限まで（ただし、入札書を提出する場合は、紙入札者にとっては入札書を持参する場合は持参するまで、郵送する場合は入札書が(1)のウの(イ)の提出先に到達するまで、電子入札者にとっては入札書を提出するまで）は、入札を辞退することができる。  
 なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 落札者の決定方法  
 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い者を落札者とする。ただし、本入札は、低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、低入札価格調査の結果、次の全てを満足する者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。  
 なお、本工事は、入札時VEの試行工事であることから、調査基準価格未満の判断については、コスト縮減額算定調書に記載されたコスト縮減額と入札額の合計額によって行うものとする。  
 ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内の価格であること。  
 イ 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められないこと。
- (7) 契約の手續において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨に限る。
- (8) 契約書作成の要否  
 要する。
- 11 入札保証金  
 免除する。
- 12 違約金  
 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第13条第5項の規定による誓約書を発注者が指定する日までに提出しないため契約しない場合も、同様とする。
- 13 契約保証金  
 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 14 契約手續  
 (1) 落札者の決定後、7日以内に、府のホームページに掲載されている「建設交通部工事請負契約書」に基づく仮契約書を作成すること。  
 (2) この公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、京都府議会の議決を要するものである。



- (3) 落札者が落札決定後、仮契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。
- (4) 仮契約の当事者が仮契約締結後、京都府議会の議決を得る日までに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該仮契約を解除することがある。

#### 15 その他

- (1) 1 から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- (4) 入札時VEの技術提案と総合評価の技術提案の双方において、同一の提案を提出した場合は、総合評価における「工夫」として評価しない。
- (5) 調査基準価格を下回った入札を行った旨の連絡を2の(1)の組織から受けた者は、低入札価格調査に協力することとする。また、落札者は、契約締結後においても検査時その他の時に、低入札価格調査における提出資料の適正な履行を確認する資料の提出を府から求められた場合は、協力することとする。
- (6) 本工事は入札時VEの試行工事であることから、採用されたVE提案に基づくコスト縮減により、入札額が調査基準価格を下回った入札であると認められる者については、低入札価格調査、現場配置専任技術者（補助技術者）の増員及び前払金割合の減額の措置の対象としない。この場合、VE提案に基づくコスト縮減の内容等についてヒアリング等を実施する場合があるので、協力すること。
- (7) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置することとする。  
なお、契約日から工事開始までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。
- (8) 低入札価格調査を経て調査基準価格未滿で契約する工事においては、次の措置を行う。  
ア 工事現場の安全管理や下請業者の技術指導充実のため、監理技術者又は主任技術者に加え、補助技術者として同等の資格を有する者をそれぞれの構成員に専任配置すること。  
なお、補助技術者は、3の(3)のウ、3の(4)のエ及び3の(5)のエに示す監理技術者又は主任技術者としての経験を求めない。  
また、補助技術者は、現場代理人と兼任することはできない。  
イ 各年度の出来高予定額の10分の4以内としている前払金割合を、各年度の出来高予定額の10分の2以内とすること。
- (9) 落札者は契約までに、京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日（平成27年4月1日）までの期間内で工事開始日を選択し、工事開始日通知書により通知すること。
- (10) (5)及び(6)の協力をしないとき又は(7)若しくは(8)のアの遵守違反が確認されたときは、指名停止措置を行うことがある。

#### 16 Summary

- (1) Main content of construction contract:  
Construction work on south storm water sewer trunk on Katsura River Right Bank Regional Sewerage System
- (2) Period for bid notification by online Kyoto bid information disclosure system:  
From 9:00 a.m. on Friday, October 31 to 4:00 p.m. on Wednesday, November 26, 2014
- (3) Bid period:  
From 9:00 a.m. to 6:00 p.m. on Monday, January 19, 2015 and  
from 9:00 a.m. to 2:00 p.m. on Tuesday, January 20, 2015
- (4) Bids will be revealed:  
At 10:00 a.m. on Friday, January 23, 2015
- (5) For further information, please contact:  
General Affairs Division, Kyoto Prefectural Regional Sewerage Office  
1, Hinokuchi, Shoryuji, Nagaokakyo City, Kyoto 617-0836, Japan  
TEL: (075)954-1877



## 入 札 説 明 書

桂川右岸流域下水道幹線管渠工事（雨水南幹線管渠）に係る工事入札公告に基づく入札等について、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 平成26年10月31日

2 契約担当者 京都府知事 山田 啓二

3 担当部局

(1) 京都府文化環境部水環境対策課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話 (075)414-5212 ファクシミリ番号 (075)414-5470

(2) 京都府流域下水道事務所総務室

〒617-0836 長岡京市勝竜寺樋ノ口1

電話 (075)954-1877 ファクシミリ番号 (075)955-2224

4 入札に付する事項

(1) 工 事 名

桂川右岸流域下水道幹線管渠工事（雨水南幹線管渠）

(2) 工事番号

流26桂川右岸防災安全（雨水）第6000の51号の1の2

(3) 工事場所

長岡京市勝竜寺樋ノ口地内から向日市鶏冠井町南金村地内まで

(4) 工事概要

工事延長 4,068メートル

機械式密閉型シールドトンネル工

仕上がり内径 3,500ミリメートル

延長 4,068メートル

(5) 工事期間

工事開始日から平成31年3月25日まで（工事開始期限日：平成27年4月1日）

本工事は「フレックス工期による契約方式の試行」対象工事であるため、落札者は、京都府議会の議決を得た日の翌日から工事開始期限日までの期間で工事開始日を選択することができる。

(6) 本工事は、コスト縮減が可能な施工方法等についての技術提案を受け付け、提案に基づく入札を行う入札時VE方式の試行工事である。

(7) 本工事は、工事施工上の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価競争入札の試行工事である。

(8) 本工事は、府の予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。

(9) 本工事は、「低入札価格調査制度の検証」対象工事ではない。

5 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、次に掲げる要件に該当するものであること。

(1) 共同企業体の要件

ア 構成員の数は3社とし、その内訳は(2)及び(3)の要件を満たす代表者、(2)及び(4)の要件を満たす構成員1並びに(2)及び(5)の要件を満たす構成員2であること。

イ 自主結成された共同企業体であること。

ウ 全ての構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。



(2) 共同企業体の構成員が満たす要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- ウ 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- エ 確認申請書を提出するときに府税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- オ 確認申請書を提出するときに府が発注した建設工事に関係する債務を遅滞していないこと。
- カ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(3) 共同企業体代表者の要件

- ア 建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査のうち、審査基準日が確認申請書提出期間の初日以前1年7月以内のものであつて、直近のもの（以下「対象経審」という。）における土木一式工事の総合評定値が1,250点以上の者であること。
- イ 国又は地方公共団体若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人若しくは地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社（以下「国、地方公共団体等」という。）が発注する工事で、平成11年度以降に完工した延長が3キロメートル以上かつ仕上がり内径が3,500ミリメートル以上のシールド工法（密閉型）のトンネル工事の元請（共同企業体として受注した場合にあつては、出資比率が1を出資者数で除した割合の60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての施工実績を有する者であること。
- ウ 監理技術者又は主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。  
なお、工場製作に配置する技術者は、工場製作のみが稼働する期間内において、工事現場に配置する技術者と同一である必要はなく、本件に係る製作に専任することを要しない。  
また、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、シールド工法（密閉型）のトンネル工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。
- エ 出資比率が、構成員中最大の者であること。
- オ 本工事の建設発生土については、（一財）城陽山砂利採取地整備公社に搬入すること（指定処分）としており、同公社から受入停止措置を受けている者は、共同企業体の代表者になることができない。

(4) 共同企業体の構成員1の要件

- ア 対象経審における土木一式工事の総合評定値が1,050点以上の者であること。
- イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成11年度以降に完工したシールド工法（密閉型）又は山岳工法のトンネル工事の元請としての施工実績を有する者であること。
- ウ 我が国以外に主たる営業所を有する建設業者以外の者の施工実績にあつては、国、地方公共団体等が発注した京都府域内におけるものとする。
- エ 主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。  
なお、工場製作に配置する技術者は、工場製作のみが稼働する期間内において、工事現場に配置する技術者と同一である必要はなく、本件に係る製作に専任するこ



とを要しない。

また、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、シールド工法（密閉型）又は山岳工法のトンネル工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。

(5) 共同企業体の構成員2の要件

ア 対象経審における土木一式工事の総合評価値が950点以上の者であること。

イ 国、地方公共団体等が発注する工事で、平成11年度以降に完工したシールド工法（密閉型）若しくは山岳工法のトンネル工事又は推進工事の元請としての施工実績を有する者であること。

ウ 我が国以外に主たる営業所を有する建設業者以外の者の施工実績にあつては、国、地方公共団体等が発注した京都府域内におけるものとする。

エ 主任技術者として、土木一式工事に係る監理技術者資格又は主任技術者資格（国家資格に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。

なお、工場製作に配置する技術者は、工場製作のみが稼働する期間内において、工事現場に配置する技術者と同一である必要はなく、本件に係る製作に専任することを要しない。

また、配置する技術者は、国、地方公共団体等が発注する工事で、シールド工法（密閉型）若しくは山岳工法のトンネル工事又は推進工事の元請の技術者として従事した経験を有すること。

(6) 7で定める入札時VE及び8で定める総合評価競争入札の実施に当たり必要な事項に係る資料に不備又は不足がなく、かつ、適正であること。

(7) 共同企業体の協定方式

協定書は、平成17年6月1日付け7指第216号京都府土木建築部長通知に基づく「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」によること。

6 入札参加に関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、以下に示す一般競争入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）及び確認申請書（別記様式1）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 資格確認資料の内容

資格確認資料は、次のとおりとする。ただし、府の平成26年度建設工事競争入札参加資格を有する者は、キからサまでに掲げる書類の提出を省略することができる。

アの同種工事の施工実績及びイの配置予定技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及び当該工事の規模等の設計条件が判明できる最小限の図書等の写しを提出すること。

また、イの配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し及び配置技術者の経験として記載した工事に従事したことが判明する図書の写しを提出すること。

なお、財団法人日本建設情報総合センターの運営する実績情報システム(CORINS)における「工事カルテ受領書」については、当該実績を証明する資料としては、取り扱わない。

ア 同種工事の施工実績調書

5の(3)のイ、5の(4)のイ及び5の(5)のイに掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を少なくともそれぞれ1件、別記様式2に記載すること。

イ 配置予定技術者調書

5の(3)のウ、5の(4)のエ及び5の(5)のエに掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事の経験を別記様式3に記載すること。この場合において、配置予定技術者として、入札参加資格申請時に配置予定技術者を特定すること。本入札においては、各構成員が複数の候補者を記入することは認めない。



なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、工事工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。ただし、工場製作に配置する技術者は、工場製作のみが稼働する期間内において、工事現場に配置する技術者と同一である必要はなく、本件に係る製作に専任することを要しない。

また、施工に当たって配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者が変更できるのは、死亡、病休、退職等極めて特殊な場合に限る。

配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。この場合、恒常的な雇用関係とは、一般競争入札参加確認申請の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

ウ 対象経審に係る結果通知書の写し

写しは原寸大とする。

エ 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）の写し

オ 特定建設工事共同企業体委任状の写し

カ 低入札価格調査対象工事における連絡先報告票（別記様式4）

キ 建設業許可証明書の写し

発行後3か月以内のものとする。ただし、許可の有効期限が経過していて、更新申請中の場合は、建設業許可申請書及びその別表の写しを添付すること。

なお、建設業許可通知書ではないので注意すること。

ク 府税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

(7) 府税納税義務のある者は、発行後3か月以内の府税納税証明書の写しを提出すること。

なお、府税納税証明書の交付は、最寄りの府税事務所、京都府広域振興局税務室、府税出張所又は京都府庁税務課（府庁1号館5階）で受けることができる。

また、府税納税証明書の請求者が納税者でない者が交付申請する場合は、納税者の委任状を必ず添付する必要がある。

(4) 京都府内に営業所がない者等、府税納税義務の無い者は、府税納税証明書を受け取ることができないため、住所及び氏名を記入し（押印不要）、『京都府税については、納税義務がありません。』という文言を白紙に記入し、提出すること。

ケ 申請者が法人である場合は商業登記事項証明書の写し

発行後3か月以内のものとする。

コ 営業所一覧表

建設業許可申請書に添付する営業所一覧表（別紙2）を添付すること。

ただし、許可申請時以降に変更があった場合は、記載事項を修正すること。

サ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し又は滞納がないことを示す書類

(7) 消費税及び地方消費税の納税証明書の書式は、書式その3（請求税目単位の証明）、書式その3の2（申告所得税と消費税及び地方消費税の証明）又は書式その3の3（法人税と消費税及び地方消費税の証明）をのいずれかとし、発行後3か月以内のものとする。

(4) 消費税及び地方消費税の免税事業者である場合は、京都府工事等競争入札心得の別記様式5-2（免税事業者届出書）に必要事項を記入の上提出すること。

## 7 入札時VEに関する事項

### (1) 提案の範囲

ア 別記「VE提案条件」に記す条件の範囲内において、図面及び仕様書に標準的な条件を示した設計及び施工方法（以下「標準案」という。）について、これと異なるコスト削減が可能な設計又は施工方法に関する提案（以下「VE提案」という。）を行うこと。

イ 標準案を示す設計及び施工方法



- (ア) シールド方式
- (イ) 平面及び縦断線形
- (ウ) セグメント
- (エ) 到達部
- (オ) シールドマシンビット交換

(2) 提出資料

入札に参加を希望する者は、以下のとおり入札時VEに関する技術資料(以下「VE提案書」という。)を提出し、内容の確認を受けなければならない。

ア VE提案により施工しようとする場合は、以下によりその内容を明示した施工計画を提出すること。

なお、この施工計画が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案による施工計画を提出すること。

イ VE提案による施工計画(別記様式5-1及び6-1から6-8まで)

(ア) 技術提案の概要

標準案との相違点、写真・説明図等、特徴及び適用条件について記述する。

(イ) 設計及び施工方法等

トンネル本体の設計に関する構造設計、準拠指針、概略図面等及び施工方法等に関する仮設工、補助工法、仮設備計画、主要機械等について、施工上の留意点、工法の考え方、施工の確実性及び安全性について記述する。

(ウ) 施工工程

全体の施工工程について記述する。

(エ) 適用性

品質、出来形、安全性等に関する技術的な所見を具体的な数値、図表等を用いて記述する。

(オ) 経済性

標準案と比較して、経済性に優れると考えられる項目及びその内容を記述する。

(カ) 施工実績

施工実績、試験施工の実績、特許取得、建設技術評価、民間開発建設技術の審査証明、公共事業における新技術活用システム登録等について記述する。

また、産業財産権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項について記述する。

(キ) VE提案条件との適合性

施工範囲、寸法・形状、施工用地、施工工期及び設計条件等のVE提案条件との適合性について、根拠を示し具体的に記述する。

(ク) 設計技術者の資格

実施設計を行う技術者の氏名、法令等による資格・免許及び主な職歴・経歴等を記入する。

なお、設計に関する提案が無い場合は、記入を要しない。

ウ 標準案による施工計画(別記様式5-2及び6-1から6-7まで)

イの(ア)から(キ)について、標準案に基づき施工する場合の内容を記入する。

なお、標準案との相違点等に関し記載することとなっている欄については、「標準案に同じ」と記載すれば足りる。

エ 施工計画は、VE提案による場合と標準案による場合についてそれぞれ取りまとめることとし、記載項目ごと所定の様式にA4版2ページ以内(文字サイズは10ポイントとする。)となるよう簡潔にまとめ、必要に応じ説明資料を添付すること。

オ 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を入札参加者に求めることができる。

カ (3)に定めるヒアリングの実施に際し連絡先報告票(別記様式7)を作成すること。

(3) VE提案の審査



VE提案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、標準案と比較した経済性を、また標準案に基づく施工計画の審査に当たっては、施工の確実性、安全性等を評価する。

なお、一の共同企業体がVE提案及び標準案の施工計画を併せて提出した場合において、VE提案に基づく施工計画が適正であると認められるときは、標準案に基づく施工計画の審査は行わない。

また、提出された施工計画の内容について確認の必要があると認められる場合には、ヒアリングを実施する。

なお、ヒアリング日時及び場所については、3の(2)の担当部局から各入札参加者ごとに別途通知する。出席に係る費用は入札参加者の負担とする。

#### (4) VE提案の採否の通知

ア VE提案の採否については、書面により通知するものとする。

なお、VE提案が適正であると認められなかった場合には、その理由を通知する。

イ VE提案による施工計画が妥当と認められた者は、当該提案に基づく入札を行うこと。

#### (5) VE提案内容の保護

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

#### (6) 責任の所在

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書において設計及び施工方法を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が低減されるものではない。

#### (7) 実施設計

ア 実施設計は、採用されたVE提案に基づき、別記「VE提案条件」に示す条件の範囲内で、受注者において実施する。この場合、実施設計に要する費用は受注者が負担するものとする。

イ 受注者が行った実施設計の内容を、発注者が審査し承諾するものとするが、請負代金の変更は行わない。

ウ 発注者により実施計画の承諾を受けたとしても、その内容について受注者の責任を免れるものではない。

エ 実施設計は、「土木設計業務等共通仕様書(案)」(平成25年3月京都府)によるものとする。

オ 実施設計の標準条件は、設計図書に示す特記仕様書(2)による。

カ 実施設計の内容は、本工事に対する設計及び施工方法とする。

キ 実施設計を行う管理技術者の資格は、技術士(建設部門又は上下水道部門)又はRCCMの資格を有するものとし、受注者は実施設計の着手前に管理技術者を発注者に通知するものとする。

ク 実施設計については、照査技術者を定めて照査を行うものとし、その結果を照査報告書としてまとめ照査技術者の署名押印のうえ監督職員に提出するものとする。

なお、照査技術者は、キの資格を有するものであること。

### 8 総合評価に関する事項

(1) 本工事の総合評価については、標準点(100点)に地域貢献及び技術力の評価(以下「技術評価」という。)における評価項目ごとの得点の合計点である加算点(15点)を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を、当該入札者の入札金額で除して得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

(2) 入札に参加を希望する者は、本書に示す技術評価を行うために必要な資料(以下「技術資料」という。)及び総合評価に関する技術資料提出書(別記様式8)を提出し、内容の確認を受けなければならない。

#### (3) 提出資料

提出する技術資料は、次のとおりとし、別表制約条件の範囲内で、実績を踏まえた



具体的な提案内容及び提案を採用した際の効果を示すこととし、発注者が示す仕様若しくは施工方法より優れていれば加算点を与える。

なお、入札時VEと総合評価の双方において同一の技術提案を提出した場合は、総合評価における「工夫」として評価しない。

ア 技術提案書

指定様式によりそれぞれ定められた提案数及びページ数を上限としてA4版で簡潔に記載すること。(文字サイズは10ポイントとすること。)

イ その他

総合評価に関する配置予定技術者のヒアリング連絡先報告票(別記様式14)を作成すること。

(4) 失格について

技術資料に不備不足がある場合は、失格とし、入札参加を認めない。

不備不足がある場合とは、次のとおりとする。

ア 技術提案書が未提出、白紙の場合

イ 工期内の完成が確認できない場合

ウ 他の工種や構造物に損失を与える計画や提案がある場合

エ 現場条件を無視した計画や提案がある場合

オ 配置予定技術者のヒアリングにおいて、正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち一人でも提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合

カ 一括下請など建設業法に違反する提案がある場合

別表 制約条件

項目	制約条件
用地	<p>【発進坑口】 桂川右岸流域下水道洛西浄化センター内の発進立坑及び周辺部</p> <p>【到達部】 乙訓ポンプ場敷地内(凍結工法に係るプラント、連絡管等のみ)</p> <p>【管渠本体】 国道171号、府道奥海印寺納所線及び向日市道第4071号線の道路敷並びに桂川右岸流域下水道洛西浄化センターの地下部分</p>
残土処分	<p>トンネル掘削残土は、指定処分先(一般財団法人城陽山砂利採取地整備公社処分場)へ運搬・処分する。</p> <p>受入時間及びその他受け入れ条件は、特記仕様書(1)第8条のとおり</p>
近接物件	特記仕様書(1)第35条のとおり



(5) 評価項目及び配点

事項	評価項目		評価基準		配点
地域貢献	地域雇用への貢献	指定資材の府内調達	指定資材を全て府内調達している。	1.0	1.0
			指定資材を一部府内調達している。	0.5	
			指定資材を府内調達していない。	0.0	
	府内企業の施工状況	{下請率×府内下請率×1/2+(1-下請率)×共同企業体の中の府内企業出資割合×1}×3 (少数第1位)	3.0 ~0.0	3.0	
		記載が不適切な場合	0.0		
一括下請等、建設業法に違反する提案がある。	失格				
技術力	施工管理・品質確保	シールドトンネルの施工精度の確保及び漏水対策など品質確保に関する配慮 (5項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫がみられる。	1項目当たり1.0	5.0 (1.0×5項目)
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。	0.5	
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)	
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。	失格	
	安全管理	可燃性ガスへの対応など工事現場の安全管理に関する配慮 (3項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫がみられる。	1項目当たり1.0	3.0 (1.0×3項目)
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。	0.5	
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)	
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。	失格	
	周辺環境	夜間の騒音対策、近接工作物への影響低減など環境保全に関する配慮 (2項目)	施工条件を踏まえた技術提案になっており、優位な工夫がみられる。	1項目当たり1.0	2.0 (1.0×2項目)
			施工条件を踏まえた技術提案になっており、工夫がみられる。	0.5	
			評価すべき技術提案がない。	0.0 (標準)	
			他の工種や構造物に損失を与える、現場条件を無視した技術提案がある。	失格	
配置予定技術者の能力(ヒアリング)	監理技術者及び主任技術者	施工管理、周辺環境など当該工事の特性の理解度	1.0 ~0.0	1.0	
		正当な理由のない欠席、あるいは出席した技術者のうち一人でも提出された技術資料を説明できないことが明らかな場合	失格		
合計点					15.0



(6) 加算点の計算方法

ア 地域雇用への貢献

(7) 指定資材の府内調達 (別記様式9)

本工事で使用する資材のうち、本府が指定する次の品目毎に、技術資料提出時点に予定している資材調達状況 (下請企業による調達を含む。) について記載すること。

品目	規格等	備考
レディーミクストコンクリート	全規格	インバート RCセグメント中詰め 坑口部補強 等

- ◆ 「指定資材をすべて府内調達している。」 とした場合は 1.0点
- ◆ 「指定資材を一部府内調達している。」 とした場合は 0.5点
- ◆ 「指定資材を府内調達していない。」 とした場合は 0.0点

【留意事項】

- a 技術資料提出時点に予定している資材調達状況 (下請企業による調達を含む) について記載すること。
- b 調達先については、府内の企業か府外の企業か、該当する方に○印を記載をすること。
- c 同一品目で調達先が府内と府外に分かれる場合は、各品目毎に府内と府外に分け、備考欄にそれぞれの数量の内訳を記載すること。
- d 「府内調達」とは、「府内で産出し、あるいは府内企業により製造・加工されて出荷される材料等の調達」とする。
- e 記載内容に基づき、価格以外の評価項目として加算点評価を行うが、最終的な調達先の府内と府外の内訳実績が、当初の評価区分より劣る相違の場合は、当該工事の成績評定点を減点、違約金を徴収する。
- f 工事实績として、府内における資材調達を証する伝票等の整理と契約後に別途指定する様式により実績報告の提出について協力すること。  
なお、調達先の証明ができない場合は提案内容の不履行扱いとする。

(イ) 府内企業の施工状況 (別記様式10)

本工事の実施にあたり、一次下請施工までの府内企業による施工が占める割合を技術資料提出時点の予定として記載すること。

また、共同企業体の中の府内企業出資割合を特定建設工事共同企業体協定書(甲型)から記載すること。

記載内容に基づき、次の式で算定し、加算点評価を行う。(小数第2位四捨五入、小数第1位止め)

- ◆  $\{ \text{下請率} \times \text{府内下請率} \times 1/2 + (1 - \text{下請率}) \times \text{共同企業体の中の府内企業出資割合} \times 1 \} \times 3$   
とした場合は 3.0～0.0点
- ◆ 「記載が不適切な場合」 とした場合は 0.0点
- ◆ 「一括下請等、建設業法に違反する提案がある。」 とした場合は 失格

【留意事項】

- a 記載する事項については、技術資料提出時点の予定を記載するものとする。  
なお、概算見積額とは、技術資料提出時点での入札金額とする。